

---

---

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530092

研究課題名（和文） 児童虐待における家族支援法システムの再構築  
—ジェンダーに敏感な視点から

研究課題名（英文） Family support under the Child Abuse Prevention Law  
from a gender-sensitive-perspective

研究代表者

若尾 典子 (WAKAO NORIKO)

佛光大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：70301439

---

---

研究成果の概要（和文）：

男性あるいは女性加害者への介入プログラムは、ドメスティック・バイオレンスの場合も児童虐待の場合も、ジェンダーに敏感な視点が必要である。なぜなら親密な暴力は、個人のジェンダー意識（ジェンダー・アイデンティティーと言い換えることもできる）に基づく行動の一つだからである。個人のジェンダー意識に基づく行動は多様であり、社会的に確立しているジェンダー意識を直接に反映することもあるが、反対の行動をとることもある。例えば、女性加害者は女性役割や母親役割に反して、暴力をふるう。それは、彼女の個人的ジェンダー意識が社会的ジェンダー意識にとらわれ、反発あるいは過剰な適応として、暴力行為にいたるからである。加害者への介入プログラムは、被害者支援の観点から、加害者の個人的ジェンダー意識を変化させることを重視して実行される必要がある。そのためには、家族支援の専門家としてソーシャル・ワーカーを児童虐待防止法に明確に位置付けることと、すべての関係者にジェンダーに敏感な視点から家族関係を把握する共通理解を確保することが、求められる。

研究成果の概要（英文）：

Intervention program for male or female perpetrator in the case of domestic violence and child abuse should contain gender-sensitive-perspective. This is because intimate violence is one of actions based on personal gender consciousness. Actions based on personal gender consciousness show up in a variety of ways and some may reflect social gender consciousness while others may contradict it. For example, a female perpetrator may behave violently being against the role as a female or a mother. The reason for that is the gender consciousness of her own is caught up in social gender consciousness which provokes her violence as a revolt against or excessive adaption to it. Intervention program needs to be implemented by focusing on changing the gender consciousness of perpetrator from the perspectives of supporting victims. To that end, what are required in Japan are to clearly define the position of social workers as professionals in the Child Abuse Prevention Law and securing the common understanding of all parties concerned on family relationship based on gender-sensitive-perspective.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：法とジェンダー

### 1. 研究開始当初の背景

家族の関係、すなわち親密な関係における暴力（以下、「親密な暴力」と略す）は、「女性への暴力」「ドメスティック・バイオレンス（以下、DV と略す）」として、1970年代以降、女性運動により社会問題化され、国際的にも国内的にも取組みが進展してきている。具体的な対策においても、フェミニストらの提言が大きな役割を果たしている。と同時に、フェミニズムへの批判もある。DVにおいて被害者として登場した女性が、児童虐待では加害者であることも多い。これについて、フェミニズムにおいて、DVとの関連で生じる児童虐待への取組みはあるが、児童虐待における女性加害者の問題への関心は十分とはいえない。

その結果、DVと児童虐待の取組みに、違いが生じている。DVへの取組みにおいては、性差別の克服が目標であり、男性加害者への刑事処分の強化や性役割の打破が主要な課題とされる傾向にある。そのため、「家族の解体」との批判がある。児童虐待の取組みでは、加害者を含む家族を治療の対象とする「家族の再統合」が課題の中心となる傾向にある。これには「伝統家族の再生産」という批判がある。性役割は、一方では「打破」、他方では「安定化」という方向が同時進行中だとい

うことになる。

この問題は、研究上は各研究分野の役割分担によって回避されている。ジェンダー法学がDVに、社会福祉学や心理学が児童虐待に主要な関心を払う、という形である。

その結果、現実には、両者ともに、とくに児童虐待において、公的機関の対応の遅れから、深刻な事態を避けられないでいる。DVおよび児童虐待への対応は、親密な暴力の克服という共通の課題が見失われ、公権力介入の消極性の原理が維持されたまま、家族の解体か再生産か、という政治的論争の場となりかねない状況にある。

### 2. 研究の目的

一つは、親密な暴力からの自由を人権として、憲法上に位置づけることにより、公権力の家族への介入に憲法上の根拠を提示することである。

二つ目は、DVと児童虐待の取組みの連携に資することである。

### 3. 研究の方法

文献およびインタビュー

### 4. 研究成果

#### (1) 児童虐待防止法の問題点

2000年、児童虐待防止法（以下、CA法と

略す)が、その翌年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV法と略す)が制定された。二つの法律の違いは二点である。一つは通告・通報制度の違いであり、CA法は、一般人および専門家に通告義務を課し、社会的発見を重視する。しかし問題は、むしろ児童虐待の発見後の対応にある。虐待が疑われる家庭にたいし、学校関係者の安易な介入や児童相談所(以下、児相と略す)の消極的な対応が行われ、深刻な結果を引き起こす事件がみられる。この点で、DV法とCA法のいま一つの違いが注目される。国・地方公共団体の責務は、DV法では予防、被害者の保護・自立支援だが、CA法では、これに加え「保護者に対する…指導・支援」(4条)であり、「親子の再統合」が重視されている。虐待は多様であり、親子の再統合が実現するか否かは、対応の結果にすぎない。ところがCA法は、加害側の保護者への指導に言及するだけでなく、結果の目標として「親子の再統合」を要請する。DV法が、加害者への対応を欠落させていることと、対照的である。

#### (2)DV対策にみる加害者対応について

日本のDV法は、加害者への言及規定をもたない。そのため現在、DV行為を犯罪とすることと、加害者への矯正教育の実施が、要請されている。しかし、すでに実施されているアメリカでは、この二点は大きな争点となっている。以下、状況を概略しておこう。

アメリカでは、「ドールースDV介入プロジェクト」(以下、Dモデルという)と「義務的逮捕」が展開している。Dモデルは、1980年、ミネソタ州ドールース市で、DV被害者支援のための介入プログラムとしてDモデルが採用され、以後、いくつかの地域でも取り込まれるようになった。とくに、暴力と支配の関係を表す「パワーとコントロールの車輪」は、

日本でもDVを理解するための基本とされている。Dモデルの特色は、第1に、DVの主要な原因を父権イデオロギーに求め、女性に対するパワーとコントロールという男性の権力行使だとみなす。第2に、被害女性への支援の一環として、加害男性の教育を重視する。女性運動で提起された、グループ討論による意識改革の手法を、男性にも適用し、男性が自ら、暴力行為を反省し、抑制する方向へと教育する手法である。いま一つは、1984年「家庭内暴力委員会」による報告書によって、DVを犯罪として対処することが勧告され、刑事司法が積極的にDVに対応するようになったことである。これが義務的逮捕や加害者教育プログラムへの参加義務付けとして広がっている。Dモデルも義務的逮捕も、被害女性支援の立場から提起されており、1970年代以降に展開したフェミニズムの成果でもある。

Dモデルと義務的逮捕にたいし、とくに心理学の領域で批判がある。批判派によれば、DVは被害女性と加害男性の対立ではなく、両当事者のコミュニケーションの問題だとされる。したがって、第1に、DVを父権イデオロギーの発現とみなすことは、男性を本質的に暴力的な存在と規定することであり、DV被害者には女性だけでなく男性もいることを無視する。第2に、加害者プログラムは、人間関係を取り結ぶスキルの欠如への治療であり、両当事者がともにカウンセリングを受ける必要がある。第3に、義務的逮捕は人間関係の修復に打撃を与え、それを恐れる被害者は通報を抑制する結果となる。処罰か加害者プログラムか、という選択(ダイバージェン)も、自発性の欠如により、教育効果はない。グループによる意識改革の場は、むしろ加害行為を学ぶ場となりかねず、再発効果も低い。男女を分離することを重視する結果、二人の関係修復に役立たない、と。

### (3) ジェンダー視点の有効性の検討

この対立は、ジェンダー視点の限界を示すのか。一応の検討をしておきたい。第1に、1970年代のDVを社会問題化した「ジェンダー視点」は、対立する双方から高い評価を得ている点は確認すべきであろう。ジェンダー視点によって、親密圏への法的関与が私法に限定され、刑法・公法上から排除されていたことが明らかになった。親密圏の両性関係における支配・服従が明らかになり、私法の対象とみなしてきた従来の公法・私法区分論が批判され、私法原理に限定されない対応が求められるようになった。双方ともに、従来の刑事司法では親密な暴力への取組みには限界がある、と考えている。では対立点は何か。それは、親密な暴力への規制方法にある。したがって第2に、親密な暴力の特質をどのように把握するか、とくに女性加害者の存在の見方が争点となる。だが、女性加害者の存在は、ジェンダー視点の限界ないし誤謬を示すものではない。親密な暴力は、個人のジェンダー意識（ジェンダー・アイデンティティともいえるので、以下、GIと略す）の表現形態の一つである。女性蔑視の発想をもつ男性すべてがDV加害者ではない。またDV加害者はすべての女性に暴力をふるうわけでもない。GIは、相手によって、その表現行動が異なる。親密な暴力とは、公共圏では行わない、親密な関係にある相手に対してとるGIに基づく行動の一つである。人々は、社会規範としてのジェンダー意識（以下、SGCと略す）を受け止めつつ、自己のGIを形成し、親密な関係のなかで、GIに基づく行動を多様にとる。個人のGIに基づく行動は、必ずしもSGCと一致しない。それゆえ女性加害者も存在する。その多様性こそ、ジェンダー意識の再生産の要としての親密圏の特質を示す。

したがって第3に、DVへの対応として、加

害者プログラムの内容が問題となる。親密な暴力の特質、すなわちGI行動としての暴力行使を克服することが課題である。親密な暴力は、SGCと関連はするが、同一ではないことに注意が必要である。この点でDモデルの実践過程に、その危険性があるとすれば、克服すべき課題といえる。しかし、同時に、Dモデル批判の立場のように、個人的なコミュニケーション・スキルに解消することは、親密な暴力をうみだすGIを固定化・隠蔽する危険がある。加害者プログラムは、当該加害者のGI行動に対する必要があり、個別の教育・治療計画が実施される必要がある。

### (4) 児童虐待とジェンダー視点

以上のジェンダー視点からみたDV支援における加害者対応のありかたは、児童虐待に関して、いかなる示唆を与えるか。第1に、虐待を行った保護者への対応は、家族維持のため、すなわち「親子の再統合」のためではなく、被害児童の支援の立場から重要だという視点が必要である。被害児童の人権の回復は、親密な関係にあった保護者との関係の調整なのだから。だが、その調整の結果が、親子の再統合となるかはケースによる。第2に、親密な暴力の特質がSGCを背景にしたGI行動であるとの認識が不可欠である。保護者への学校側の安易な介入も、児相の消極的介入も、自らがSGCにとらわれ、GI行動の根深さや深刻さを把握できないために生じているからである。DVをコミュニケーション・スキルの問題とみなす潮流と同様に、児童虐待を親の子育てスキルの未熟さにあるとだけ受け止めると、児童虐待の背景にあるGI行動の危険性を見抜くことができない。学校も児相も、「親子の再統合」という家族維持政策の枠組にとらわれるとき、自覚するか否かにかかわらず、被害児童の保護より、加害親との調整を優先させることになる危険性があ

る。

もちろん児童虐待において、ジェンダー視点による新たな取組みも登場している。DV との関連で、子どもが被害者となるケースが DV 法上、規定されたことである。DV は、妻だけでなく、子どもも対象となる場合とともに、母への DV を見る子どもへの心理的影響も考慮されるようになった。また、DV 被害者たる母による児童虐待の場合など、親密な暴力の現れ方は多様である。配偶関係でも親子関係でも、GI 行動としての暴力が、複合性をもって生じている。CA 法と DV 法の連携が不可欠である。とくに児童虐待加害者としての母親の存在は、SGC として女性に養育役割が期待されていることが、個人の GI 行動に大きな影響を与えていることを示すものである。DV でも児童虐待でも、男性の場合の加害者意識の欠如と女性の場合の自責の強さなど、GI 行動として把握することの重要性は明らかである。

#### (5) 支援プログラムへの提言

第 1 に、DV と児童虐待は、それぞれ担当機関が異なっているが、親密な暴力への対応が求められる点で共通しており、相互の関連性は高い。相談窓口の一元化・連携は緊急の課題である。

第 2 に、DV 法も CA 法も、緊急性の判断について、専門家を保障していない。担当機関は指定されているが、専門家の配置という点では不十分である。生活の場で生命・健康が脅かされているという問題は、ソーシャル・ワーカー（以下、SW という）という専門家の担当である。しかも SW のなかでも、虐待・暴力のアセスメントができる、専門性の高い、特別研修や大学院資格が求められる。親権との関係で裁判所の関与の重要性はしばしば指摘されているが、課題はまず、裁判所が判断するための専門家による根拠ある証拠が

提出されにくい現状の改善である。

第 3 に、親密な暴力は、生活基盤としての家族関係を破壊するものである。したがって、ジェンダー視点による家族把握が求められる。担当の中心は SW だが、生活基盤の再構築、すなわち被害児童への支援と加害保護者への指導は、精神科、カウンセラー、学校関係者など、多様な支援が必要となる。したがって、あらゆる段階で、ジェンダー視点の共有が必要不可欠であり、ジェンダー視点の習得が保障される必要がある。

#### (6) おわりに——研究目的との関連で

研究目的は二点、一つは憲法上の位置づけ、いま一つは DV と児童虐待の連携であった。後者については、すでに (5) で言及した。すなわち児童虐待も DV も、親密な暴力という共通性に注目する必要がある、とりわけ暴力・虐待を行使する側への介入プログラムは、ジェンダー視点にたって実施される必要がある。

この提起を憲法上位置付けることが、いま一つ、前者の研究目的である。家族支援は固定的な家族維持政策であってはならず、親密な暴力による被害をうける人々への支援に徹する必要がある。これは、憲法上の要請たりうるか、である。この点で、日本国憲法 24 条が、家族に関する法律は「個人の尊厳」と「両性の平等」に基づくことを要請しており、民法にも同旨の規定があることが注目される。とくに憲法 24 条は、家族保護条項を欠落させている。それは、「家」制度という家族保護制度によって、女性・子どもが抑圧された歴史に学んだ結果である。「家」制度であれ、近代家族制度であれ、家族構成員には個人の尊厳と両性の平等が保障される必要がある、という 24 条は、それゆえ「家」制度の廃止によって必要となった社会保障・社会福祉の充実を 25 条で規定している。CA 法

の「親子の再統合」という要請は、近代家族維持政策となりかねない危険性をはらんでいる。家族支援は、24条と25条を根拠に、再構築される必要がある。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

① 若尾典子、憲法からみた社会保障法におけるジェンダー平等、ジェンダーと法 No. 7、2010、pp. 1-14、査読有り

② 若尾典子、安保条約と社会—沖縄の女性の経験から、法律時報、2010、pp. 174-181、査読無し

③ 若尾典子、戦後民主主義と憲法 24 条、憲法問題、18号、2007、pp. 86-98、査読無し

[学会発表] (計1件)

① 若尾典子、憲法からみた社会保障、ジェンダー法学会、2009

[図書] (計3件)

① 若尾典子、憲法と家族の不相関構図、『グローバル化と人権』日本評論社、2010

② 若尾典子、男女の固定観念に基づく慣行等の撤廃、『コンメンタール 女性差別撤廃条約』、尚学社、2010、pp. 152-165

③ 若尾典子、家族と憲法—渡辺洋三氏の家族論をめぐって、『渡辺洋三先生追悼論集』日本評論社、2009、pp. 185-203

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

若尾 典子 (WAKAO NORIKO)

佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：70301439